

第 11 期 岩内地方衛生組合分別収集計画

令和 7 年 8 月

岩内地方衛生組合

岩内地方衛生組合分別収集計画

令和 7 年 8 月 29 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量化に伴う最終処分場等の廃棄物関連施設の延命化及び温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

- ・ 容器包装廃棄物の 3 R $\left\{ \begin{array}{l} \text{リデュース} \quad \cdots \text{発生抑制} \\ \text{リユース} \quad \cdots \cdots \text{再使用} \\ \text{リサイクル} \quad \cdots \text{再生利用} \end{array} \right\}$ の推進
- ・ 住民・事業者・行政の役割を果たし、3 者一体となって取り組んでいく

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み （法第 8 条第 2 項第 1 号）

	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
容器包装廃棄物	1,770t	1,732t	1,695t	1,659t	1,624t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、住民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育や、ごみ処理・リサイクル処理施設等の見学により、住民に一般廃棄物の処理の実態を身近に感じてもらい、廃棄物への適切な認識を深めてもらう。構成町村における広報紙・防災行政無線等の活用により収集日等の情報を提供し、住民が分別排出、排出抑制を実施しやすい環境を整えていく。

・過剰包装の抑制、包装有料化の徹底

店舗等での買い物時には包装の簡素化、レジ袋の有料化、繰り返し使用可能な物（マイバックやマイカゴ等）の持参を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄に定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されている物を除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の(PET)容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外の プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込み (法第8条第2項第4号)

組合全体

	R8		R9		R10		R11		R12	
主としてスチール製の容器	11t		10t		10t		10t		9t	
主としてアルミ製の容器	30t		29t		28t		28t		27t	
無色のガラス製容器	(合計) 29t		(合計) 29t		(合計) 28t		(合計) 27t		(合計) 27t	
	(引渡) 29t	(独自処理) 0t	(引渡) 29t	(独自処理) 0t	(引渡) 28t	(独自処理) 0t	(引渡) 27t	(独自処理) 0t	(引渡) 27t	(独自処理) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 45t		(合計) 44t		(合計) 43t		(合計) 42t		(合計) 41t	
	(引渡) 45t	(独自処理) 0t	(引渡) 44t	(独自処理) 0t	(引渡) 43t	(独自処理) 0t	(引渡) 42t	(独自処理) 0t	(引渡) 41t	(独自処理) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 17t		(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 15t		(合計) 15t	
	(引渡) 17t	(独自処理) 0t	(引渡) 16t	(独自処理) 0t	(引渡) 16t	(独自処理) 0t	(引渡) 15t	(独自処理) 0t	(引渡) 15t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんする ためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3t		3t		3t		3t		3t	
主として段ボール製の容器	105t		102t		100t		97t		96t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 54t		(合計) 52t		(合計) 51t		(合計) 50t		(合計) 48t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 54t	(引渡) 0t	(独自処理) 52t	(引渡) 0t	(独自処理) 51t	(引渡) 0t	(独自処理) 50t	(引渡) 0t	(独自処理) 48t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 123t		(合計) 121t		(合計) 118t		(合計) 116t		(合計) 113t	
	(引渡) 123t	(独自処理) 0t	(引渡) 121t	(独自処理) 0t	(引渡) 118t	(独自処理) 0t	(引渡) 116t	(独自処理) 0t	(引渡) 113t	(独自処理) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（t/年）

$$= \text{直近年度(令和5・6年度)の分別基準適合物等の収集実績の平均 (t/年)} \times \text{人口減少率 (\%)}$$

また、人口減少率は、過去5年間ににおける人口の増減平均率を勘案し、次の通り設定した。

	岩内町	共和町	泊村	神恵内村
人口増減係数	0.98	0.98	0.97	0.98
過去5年平均 減少割合	-2.39%	-1.92%	-2.55%	-2.33%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

○分別収集は現行の収集・運搬体制（構成町村による定期回収）を活用し行う。

○選別・保管・引渡しは組合委託の民間事業者が行う。

○契約・構成町村毎の品目数量の把握等は当組合が行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現行通りで、組合委託の民間事業者の施設において中間処理を実施することとする。容器包装の分別収集品目の構成町村との協議、処理方法、保管施設の確保等は当組合が調整を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

・住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため組合構成町村との連携を強め、必要に応じ自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、分別収集連絡協議会等を設立する。

- ・町内会等住民団体による集団回収を促進するため、優良団体の表彰、集積場所や回収機材の貸与等の支援を行う。

- ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集実現に向けて、分別・梱包できる施設整備の充実及び収集できる体制づくり等の計画から進めて行く必要がある。